

# リーマンショック後の雇用対策の 効果の検証

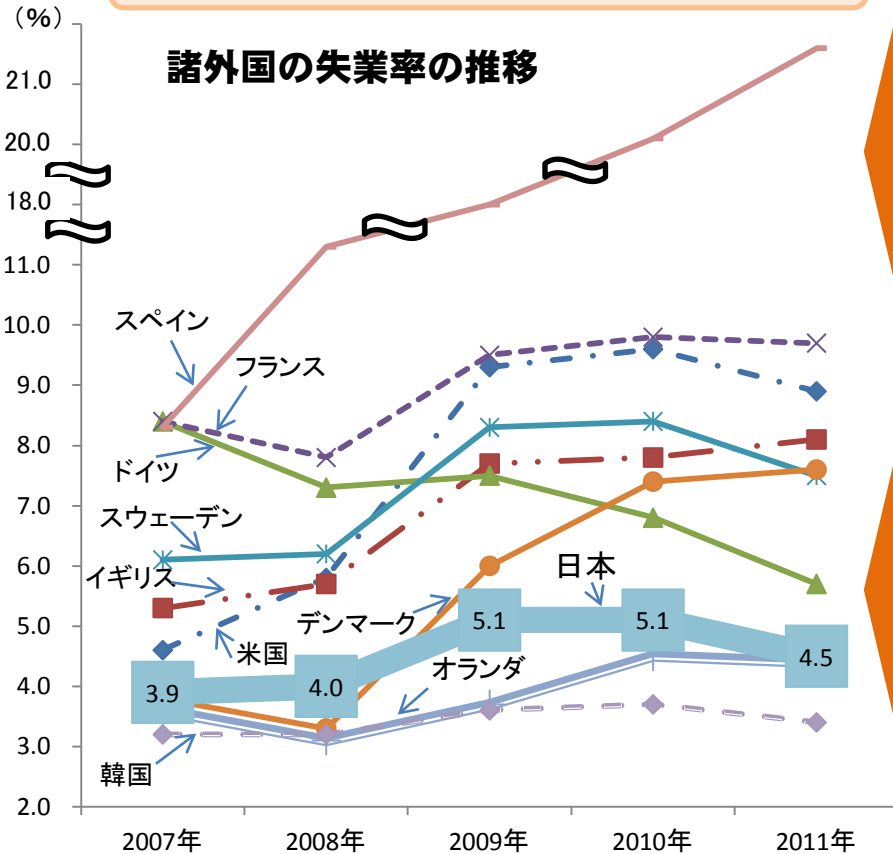
平成24年5月25日

厚生労働省

職業安定局・職業能力開発局

雇用情勢は急激に悪化した  
が、諸外国と比較すると悪化は限定的

諸外国の失業率の推移



## 雇用を「守る」

### 雇用調整助成金の見直し

休業等により解雇を回避した事業主に、賃金等の一部を助成する制度

⇒ 支給要件の緩和、助成額・期間の拡大

## 雇用を「つなぐ」

### 緊急人材育成支援事業の実施

雇用保険を受給することができない者を対象に、職業訓練を実施する事業

### 求職者支援制度の創設

### 公共職業訓練の拡充

雇用保険受給者を中心に、職業訓練を実施する制度

## 雇用を「創る」

### 雇用創出基金事業の創設

- ・ 地域の実情や創意工夫に基づき、継続的な雇用機会を創出（ふるさと雇用再生特別基金事業）
- ・ 一時的な雇用機会を創出（緊急雇用創出事業）

- ・ 介護、医療等の成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出（重点分野雇用創出事業）
- ・ 地域の企業等で、雇用しながら研修等を行い、人材を育成（地域人材育成事業） 等

# 施策シート2(職業安定局・職業能力開発局)

施策／事業名	リーマン・ショック後の緊急雇用対策						
担当部局	職業安定局／職業能力開発局						
主な関係法令	雇用対策法、職業安定法、地域雇用開発促進法、雇用保険法、職業能力開発促進法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 等						
主な審議会	労働政策審議会						
主な計画 (閣議決定等)	「生活対策」(H20年10月30日) 「生活防衛のための緊急対策」(H20年12月19日) 「経済危機対策」(H21年4月10日) 「緊急雇用対策」(H21年10月23日) 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(H22年9月10日) 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(H22年10月8日)					H20年度第2次補正予算 H21年度予算 H21年度第1次補正予算 H21年度第2次補正予算 H22年度予備費 H22年度補正予算	
施策／事業目的 (ミッション／何のために)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業規模の縮小等の際に、失業を予防するとともに、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進</li> <li>地域的な雇用構造の改善を図るため、雇用機会が不足している地域における労働者の雇用を促進</li> <li>個々人の能力に適し、かつ、技術の進歩や産業構造の変動等に即応した技能・知識の習得を促進 等</li> </ul>						
施策／事業目標 (ターゲット／どこまで)							
主な成果目標及び 成果実績	指標	目標(※1)	実績	20年度	21年度	22年度	23年度
	①失業率 ②20～64歳の就業率	①できるだけ早期に3%台に低下 ②2020年までに80%		年平均 ①4.0 ②75.4	年平均 ①5.1 ②74.7	年平均 ①5.1 ②74.7	年平均(※2) ①4.5 ②74.9

※1 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)から抜粋。

※2 平成23年平均は、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値。

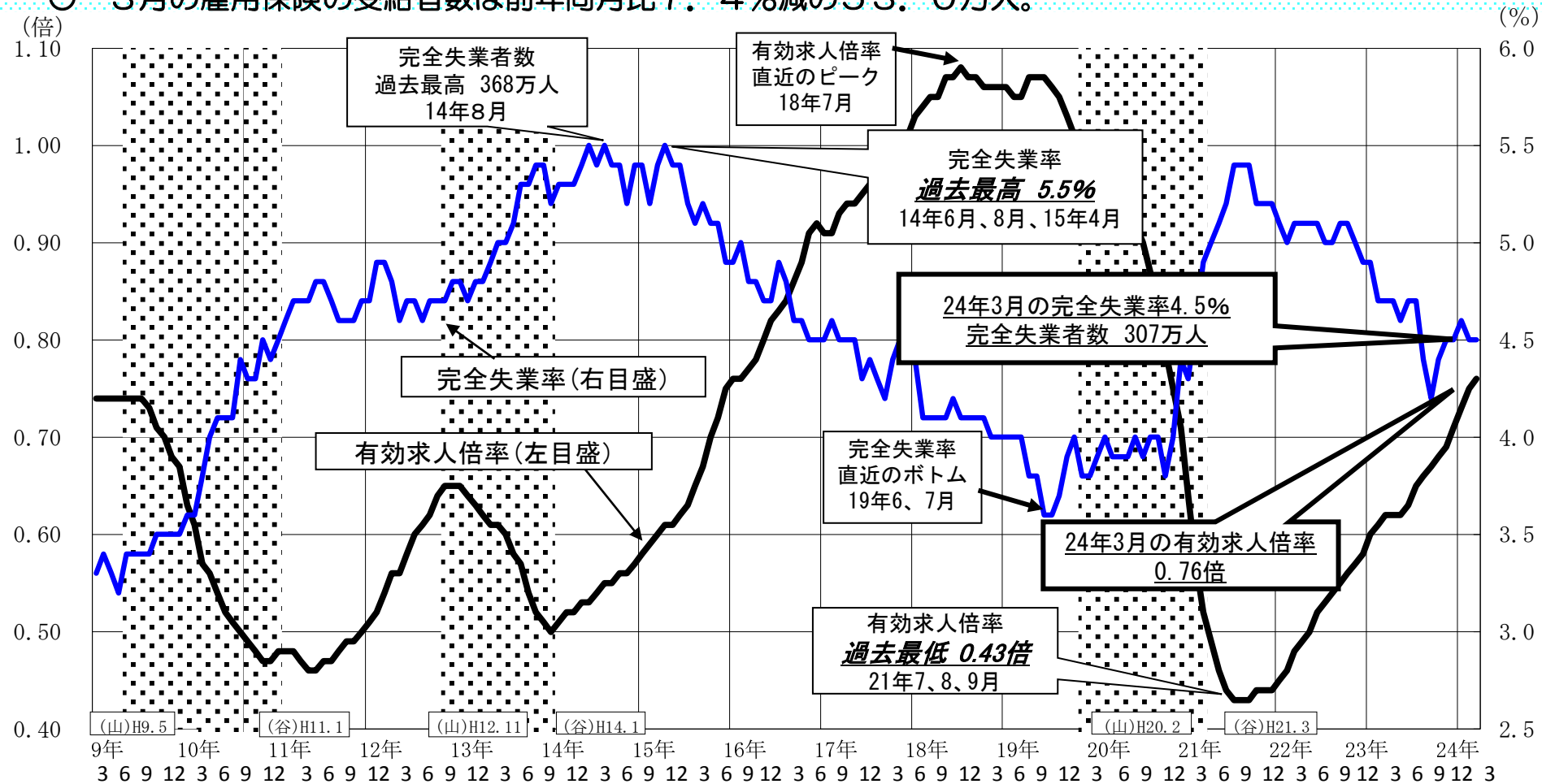
# 施策シート3(職業安定局・職業能力開発局)

主要な制度／事業			
名称	制度／事業概要	予算額	対象者数
①雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化等により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等を行った事業主に対して、休業手当等に相当する額の一部を助成。	6,602億円(H21年度) 7,257億円(H22年度) 1兆1,138億円(H23年度)	21,298,449人(H21年度支給決定対象者数) 10,034,336人(H22年度支給決定対象者数) 7,751,093人(H23年度支給決定対象者数)
②公共職業訓練	離職者等に対し、公共職業能力開発施設における職業訓練や、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を無料で実施するもの。	1,418億円(H21年度) 1,228億円(H22年度) 1,180億円(H23年度)	191,466人(H21年度離職者訓練受講者数) 166,681人(H22年度離職者訓練受講者数) 147,322人(H23年度離職者訓練受講者数) ※ H23年度は速報値
③基金訓練 (緊急人材育成支援事業)	雇用情勢の急激な悪化に対応するため、基金を造成し、雇用保険を受給できない求職者に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行うもの。(H23年9月終了)	3,906億円 (H21年度1次補正～ H22年度補正)	48,533人(H21年度受講者数) 292,219人(H22年度受講者数) 214,258人(H23年度受講者数) ※ 当該事業は、H21年7月からH23年9月まで
④求職者支援制度	雇用保険を受給できない求職者に対し、無料の職業訓練、訓練期間中の生活を支援するための給付金の支給、就職支援を行うもの。(H23年10月開始)	785億円(H23年度) ※ H23年度は6ヶ月分のみ。	50,720人(H23年度受講者数) ※ H23年度は6ヶ月分のみ。
⑤雇用創出基金事業	国の交付金により都道府県に基金を造成し、地域の実情に応じた雇用機会を創出。	計1兆500億円 (H20年度2次補正～ H22年度補正)	計約80万人 (H20～H23年度実績(見込み))
<p>(注) ①～④には、補正予算分を含む。また、平成23年度補正予算で震災対応等として計上した額を含む。 ⑤には、平成23年度補正予算で積み増した震災等緊急対応時業、雇用復興推進事業は含まない。</p>			
これまでに指摘されている課題	<p>&lt;雇用調整助成金&gt; ・雇用保険二事業財政の圧迫、支給要件や助成内容の見直しの検討 ・雇用維持効果は認められるものの、産業構造の転換を遅らせる可能性もある。</p> <p>&lt;公的職業訓練&gt; 能力開発事業とハローワークとの一層の連携強化を図るなど、現に就職につながる改善の実施。(H23.11「提言型政策仕分け」)</p>		

# 參考資料

# 現在の雇用情勢 ～ 一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある ～

- 完全失業率は、3月は **4.5%**。
- 有効求人倍率は、3月は **0.76倍**と前月より**0.01ポイント**改善。
- ハローワークを訪れる**事業主都合離職者**（新規求職者数）は、**前年同月比11.9%の減少**。
- 日銀短観の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、3月の雇用過剰感は弱まっている。  
（12月→3月 全産業：+2→+1 ※直近のピークは2009年3月の+23）
- 3月の雇用保険の受給者数は前年同月比**7.4%減**の**53.0万人**。

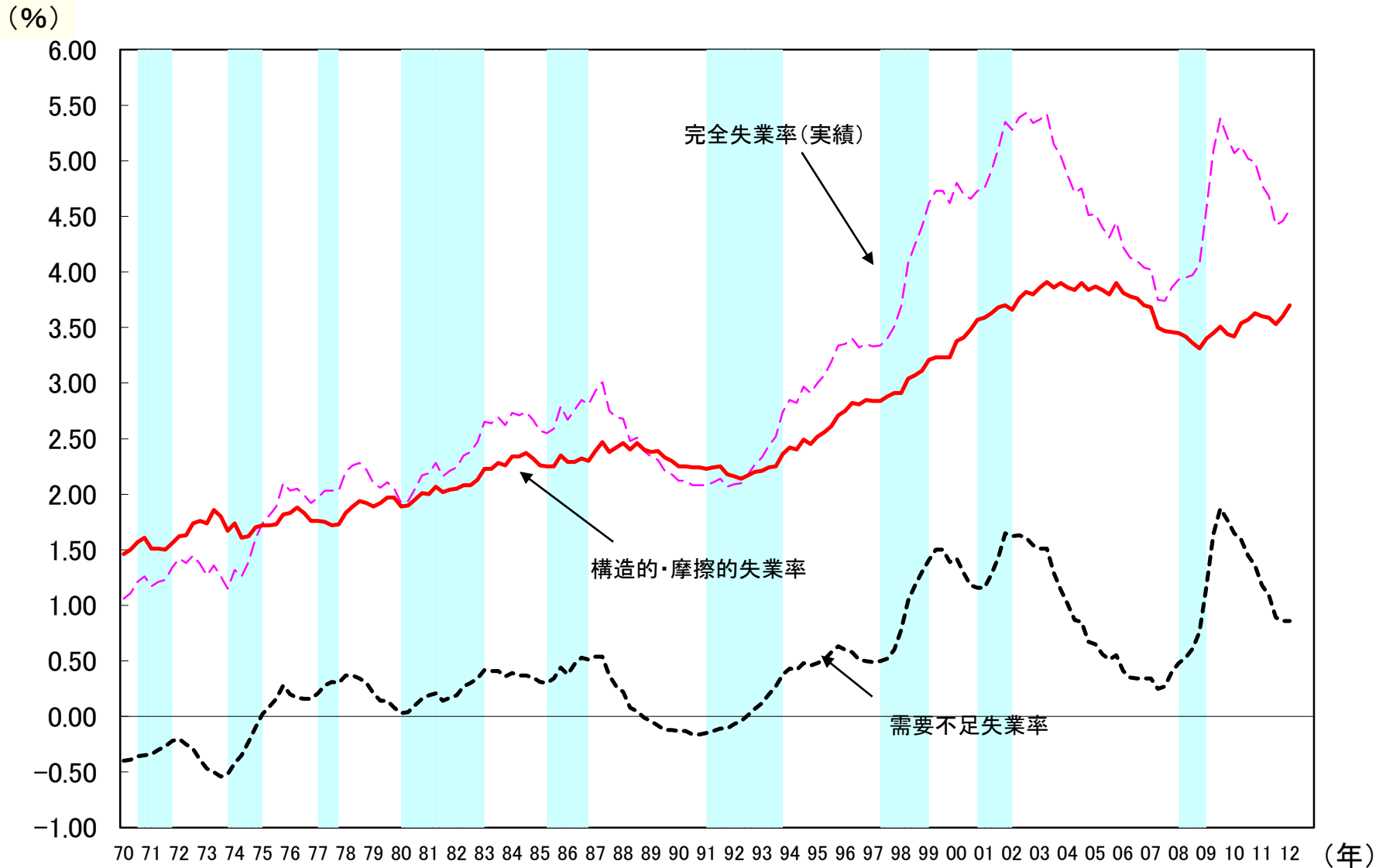


(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャド一部分は景気後退期、直近の景気の谷は暫定的に設定。

(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

# 完全失業率、構造的・摩擦的失業率、需要不足失業率の推移



資料出所: 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計—労働統計活用指標集—2012」を基に試算

(注1) 四半期、季節調整値。需要不足失業率=完全失業率-構造的・摩擦的失業率で算出。

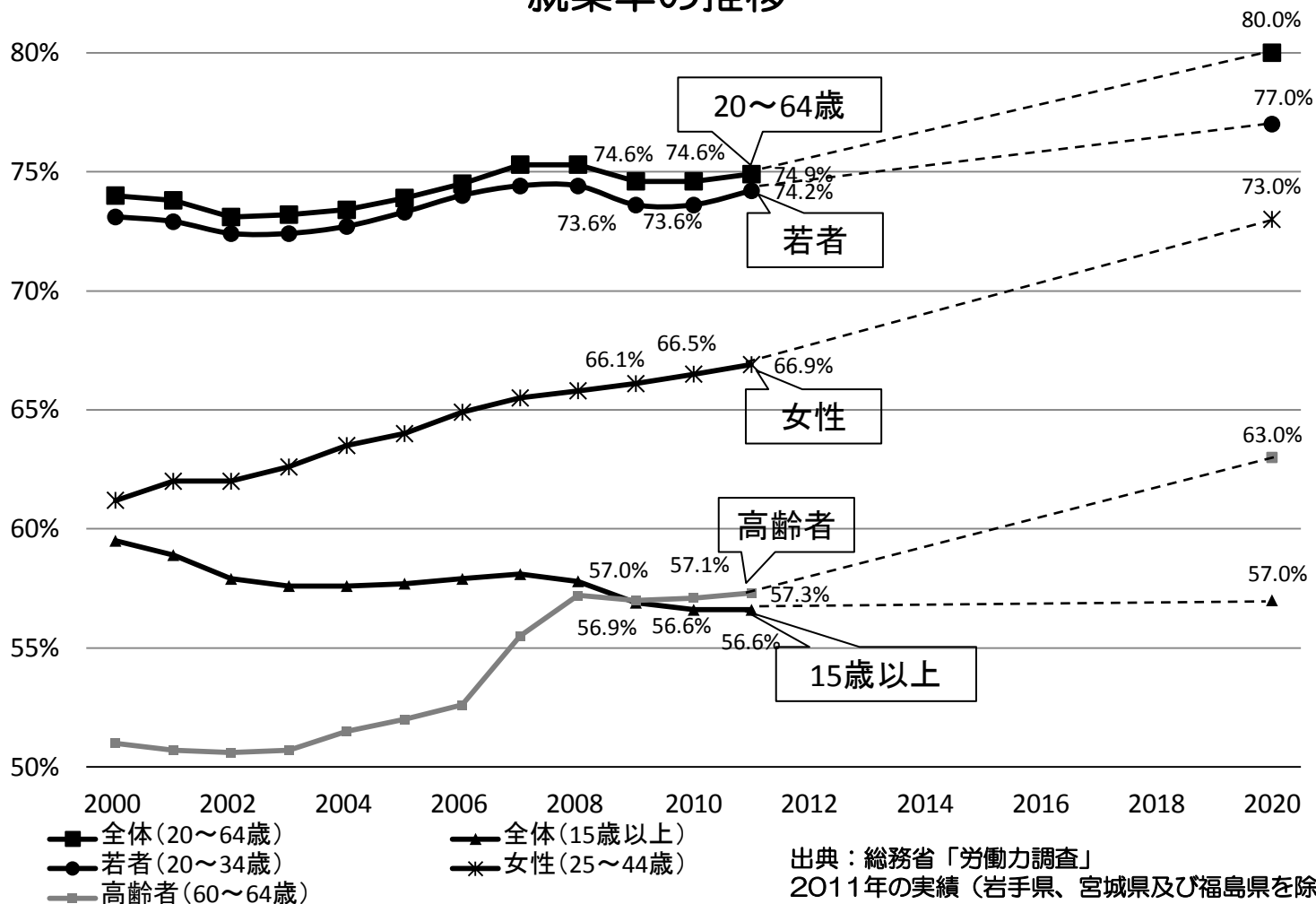
(注2) 2011年第I四半期から第III四半期までは全国補完推計値

# 就業率の目標と推移

## 2020年までの目標（新成長戦略）

全体の就業率 20～64歳の就業率：80%、15歳以上の就業率：57%  
 若者の就業率 20～34歳の就業率：77% 女性の就業率 25歳～44歳の女性の就業率 73%  
 高齢者の就業率 60歳～64歳の就業率 63%

## 就業率の推移





# 雇用調整助成金について

## 概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。
- 休業等を実施する前に、実施計画を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請をすることになっている。

## 助成内容等【リーマン・ショック発生以降の拡充後】

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
  - ・ 大企業:2/3 中小企業:4/5
  - ・ 労働者を解雇等していない場合は、大企業:3/4 中小企業:9/10  
ただし、雇用保険基本手当日額の最高額(7,890円)を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
  - ・ 1人1日当たり 大企業:4,000円 中小企業:6,000円  
(事業所内訓練については、大企業:2,000円 中小企業:3,000円)

## 実績

- 平成20年12月に、雇用調整助成金の助成内容等を中小企業向けに拡充した中小企業緊急雇用安定助成金を創設して以来、利用が急増。その後も、事業主等の要望を踏まえ、累次に渡る支給要件の緩和等を行ったところ。
- 平成21年度の実施計画ベースの事業所数は約94万事業所、対象者数は約2,442万人、平成22年度は約79万事業所、約1,351万人、平成23年度は約59万事業所、約1,304万人。

# リーマン・ショック発生以降の主な拡充について

## 助成対象の拡大

### 【生産量要件】

最近6か月の生産量が前年同期と比べて10%以上減少

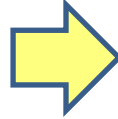


支援を必要とする事業主が迅速に利用できるようにするため、以下のとおり対象拡大

最近3か月の生産量が直前3か月又は前年同期と比べて原則5%以上減少(平成20年12月)

### 【対象被保険者】

被保険者期間6か月未満の者は助成対象外

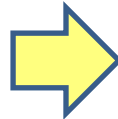


新規学卒就職者等を対象とするため、以下のとおり対象拡大  
被保険者期間6か月未満の者も助成対象(平成20年12月。平成23年7月に助成対象外)

## 助成額・期間の拡大

### 【助成率】

大企業1/2  
中小企業2/3



### 【助成率】

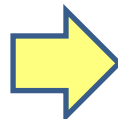
大企業2/3(平成21年6月)中小企業4/5(平成20年12月)

労働者を解雇していない場合は…

大企業3/4(平成21年6月)中小企業9/10(平成20年12月)

### 【教育訓練費】

1,200円



### 【教育訓練費】(事業所内訓練・事業所外訓練)

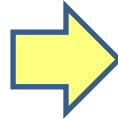
大企業4,000円(平成21年6月)

中小企業6,000円(平成20年12月)

(事業所内訓練は平成23年4月に半額)

### 【支給限度日数】

1年100日・3年150日



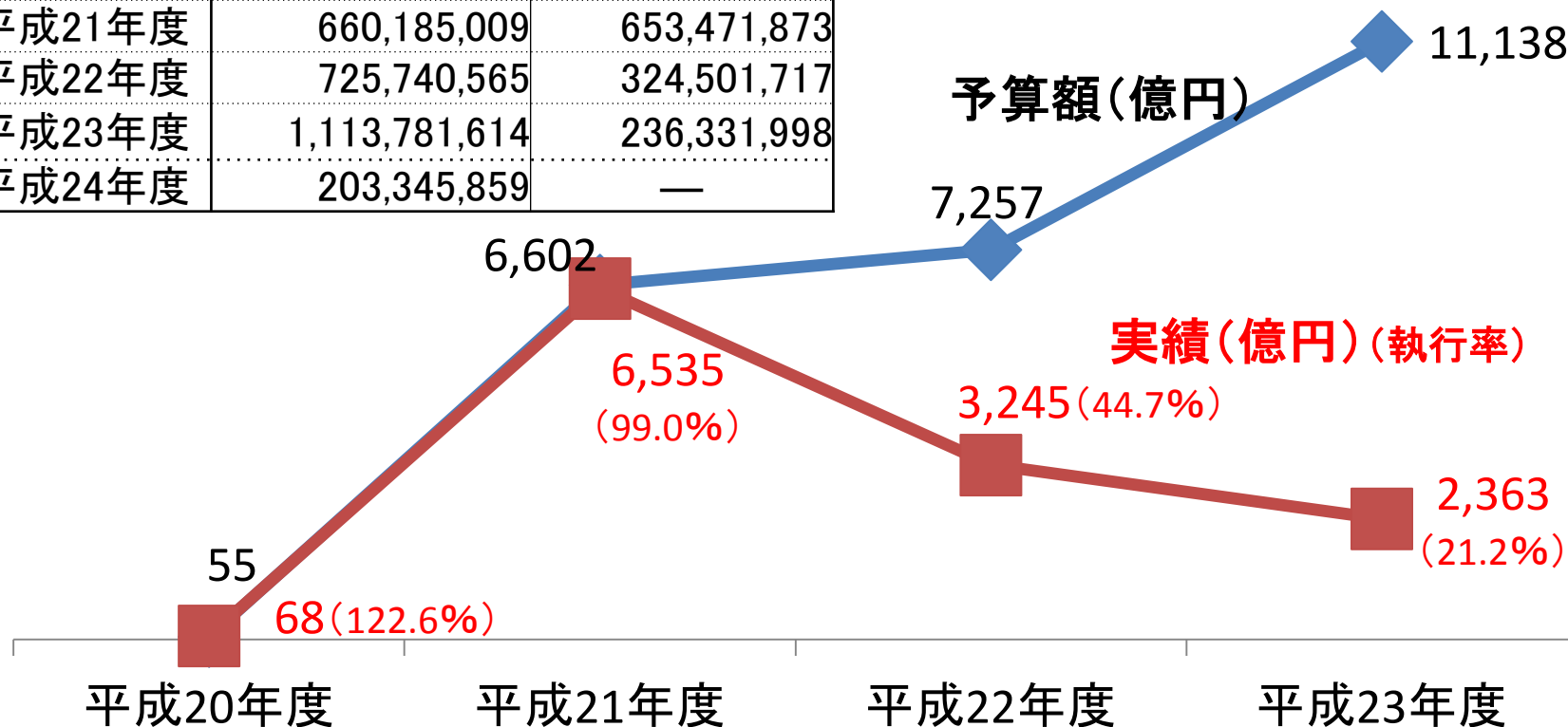
### 【支給限度日数】

3年300日(平成21年6月)

## 予算額と実支給額の推移について

リーマン・ショックが発生した平成20年9月以降、雇用調整助成金の予算・実績ともに急激に上昇した。その後、平成22年度に入り、支給額は徐々に減少したが、平成23年3月に発生した東日本大震災に対応するため、平成23年度第1次補正予算により予算を増額(7,269億円)した。

	予算額 (千円)	実績額 (千円)
平成20年度	5,527,477	6,779,407
平成21年度	660,185,009	653,471,873
平成22年度	725,740,565	324,501,717
平成23年度	1,113,781,614	236,331,998
平成24年度	203,345,859	—



## 実績と効果について

雇用調整助成金は、リーマン・ショックが発生した平成20年9月以降、利用実績が急激に上昇したが、その後、平成22年度に入り利用事業所数や対象者数は徐々に減少した。

### 【ピーク水準】

支給決定事業所数：96,400社（平成21年10月） 支給決定対象者数：2,527,754人（平成21年7月）

	支給決定 事業所数(社)	支給決定 対象者数(人)
平成20年度	4,888	254,181
平成21年度	794,016	21,298,449
平成22年度	755,716	10,034,336
平成23年度	520,326	7,751,093

※数値はいずれも延べ数

雇用調整助成金利用後の企業の状況、雇用調整助成金の助成対象となった労働者のその後の状況をみると、雇用調整助成金は、雇用の維持に貢献していると考えられる。

### 【評価指標】

利用後1年経過後の事業所廃止率（支給額ベース） : 23年度調査 : 0.71%  
助成対象となった後、半年経過後の労働者の雇用維持率 : 23年度調査 : 93.8%

# リーマン・ショック発生以降の公的職業訓練の拡充について① (緊急人材育成支援事業の実施)

## 緊急人材育成・就職支援基金

### 無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

#### ① 職業訓練の拡充

- ・新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

#### ② 訓練期間中の生活給付

- ・訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
- ・希望者には貸付を上乗せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

#### ●事業開始：

21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始  
21年7月29日 職業訓練順次開始

#### ●実績：【訓練】受講者数

23年度： 214,258人  
事業開始からの累計： 555,010人

#### 【給付】受給資格認定件数

23年度： 142,452件  
事業開始からの累計： 364,831件 (24年4月30日現在)

緊急人材育成支援事業

23年10月～

求職者支援  
制度

## リーマン・ショック発生以降の公的職業訓練の拡充について② (公的職業訓練(離職者訓練)の実績)

	20年度		21年度		22年度		23年度(速報値)	
	受講者数		受講者数		受講者数		受講者数	
		就職率		就職率		就職率		就職率
公共職業訓練(離職者訓練)	131,800	-	191,466	-	166,681	-	147,322	-
施設内訓練	40,102	74.5%	50,511	73.9%	45,952	77.6%	42,415	78.7%
委託訓練	91,698	68.3%	140,955	62.4%	120,729	63.7%	104,907	65.0%
基金訓練	-		48,533	60.2%	292,219	69.3%	214,258	77.4%
求職者支援訓練	-						50,720	-
公的職業訓練(合計)	131,800		239,999		458,900		412,300	

【関連就職の割合】(平成22年度)

○公共職業訓練 施設内 67.4%、委託 59.5%    ○基金訓練 54.3%

完全失業率	4.1%	5.2%	5.0%	4.5%
完全失業者数	275万人	343万人	329万人	283万人
新規求職者数	684万人	765万人	749万人	721万人
うち雇用保険受給者数	231万人	247万人	209万人	206万人
うち在職者数	136万人	140万人	150万人	146万人

※ 平成23年度の公的職業訓練の受講者数は、速報値。

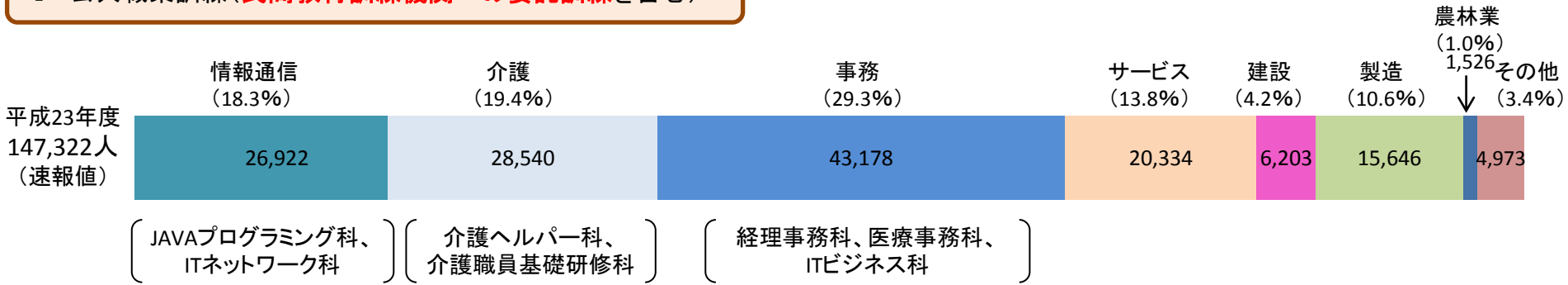
※ 平成23年度の公共職業訓練の就職率は、施設内訓練が平成23年12月末まで、委託訓練が平成23年11月末までに修了したコースの3ヶ月後までの就職状況。

※ 平成23年度の基金訓練の就職率は、平成23年12月末までに修了したコースの3ヶ月後までの就職状況。

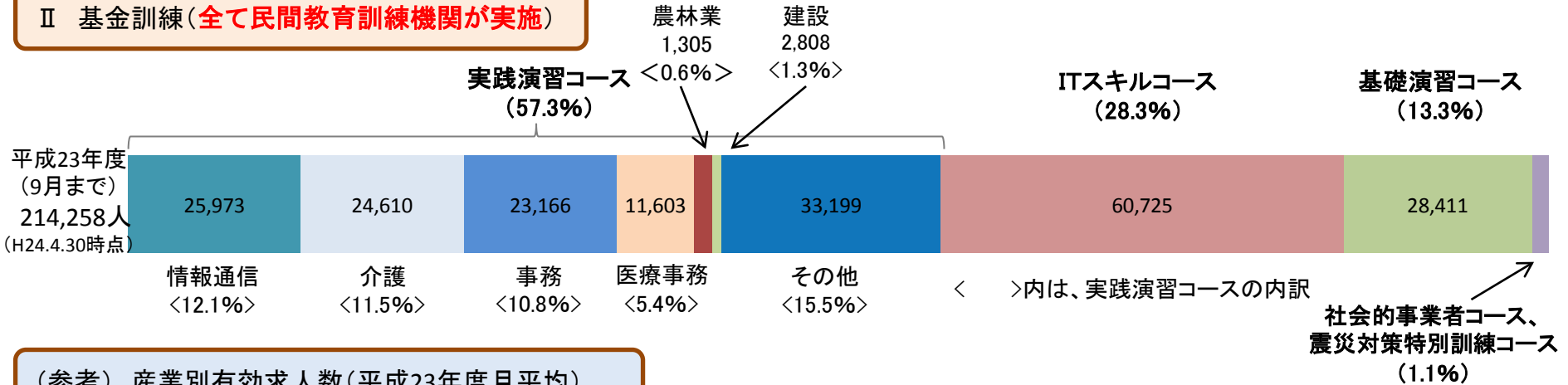
※ 基金訓練の関連就職の割合は、実践演習コースの就職状況。

# 公的職業訓練（分野別）の実施状況と有効求人数（産業別）について

## I 公共職業訓練（民間教育訓練機関への委託訓練を含む）



## II 基金訓練（全て民間教育訓練機関が実施）



## （参考）産業別有効求人数（平成23年度月平均）

産業別	情報通信業	医療・福祉	建設業	製造業	運輸・郵便業	卸売・小売業	宿泊業・飲食サービス業	サービス業	その他
有効求人数	52,142	344,331	131,314	147,732	99,248	237,260	125,424	194,820	232,192
割合	3.3%	22.0%	8.4%	9.4%	6.3%	15.2%	8.0%	12.5%	14.8%

# 職業訓練の効果について

○ 職業訓練の効果は、一義的には訓練受講者の就職率により計られる。

※ 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)においては、「公共職業訓練の就職率:施設内80%、委託65%」を「2020年までに実現すべき成果目標」としている。

## <公共職業訓練の就職率>

	20年度	21年度	22年度	23年度(速報値)
施設内訓練	74.5%	73.9%	77.6%	78.7%
委託訓練	68.3%	62.4%	63.7%	65.0%

### 【参考】

黒澤昌子(2003)「公共職業訓練の収入への効果」(抜粋)

本稿では、東京都立技術専門校の修了生を対象とした調査に基づき、訓練受講者以外の中途採用者との収入の比較、ならびに訓練受講者についての訓練前後の収入の比較という二つの方法によって訓練が収入にもたらす効果の計測を試みた。

その結果、前者の分析からは訓練が収入を高めるという正の効果があり、それがとくに中高年において顕著であること、ならびに若年層においては6カ月訓練のほうが1年以上の訓練よりも収入を高めることが示された。ただしこの分析では、訓練受講者と非受講者の属性が十分に制御できず、セレクション・バイアスが除去できていない点、ならびに訓練後に就業していない受講者を分析から除外している点に問題があった。そこでそれらの問題を解消する試みとして後者の分析を行ったところ、訓練の効果は女性においてはおおむね正であるが、中高年男性においては有意にマイナスであることが示された。(引用終)

※黒澤氏は、本論文の「著者抄録」において、頑強な推計結果を得るためには、訓練受講者と非受講者双方についての長期にわたるパネルデータが必要であると指摘している。



# 離職者を対象とした職業訓練について

## 公共職業訓練（離職者訓練）

○主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

### <施設内訓練>

○国（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）

※主にものづくり分野の訓練を実施

訓練コース：制御技術科、テクニカル・オペレーション科、金属加工科等

訓練期間：標準6か月

○都道府県 ※地域の実情に応じた訓練を実施

訓練コース：自動車整備科、溶接技術科、造園科等

訓練期間：標準6か月～1年

### <委託訓練>（委託元は都道府県）

・委託先：民間教育訓練機関等

・訓練コース：介護サービス科、情報処理科等

・訓練期間：標準3か月（最長2年）

## 求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○雇用保険を受給できない人（例えば非正規労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施（訓練期間：3～6か月）

※受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）

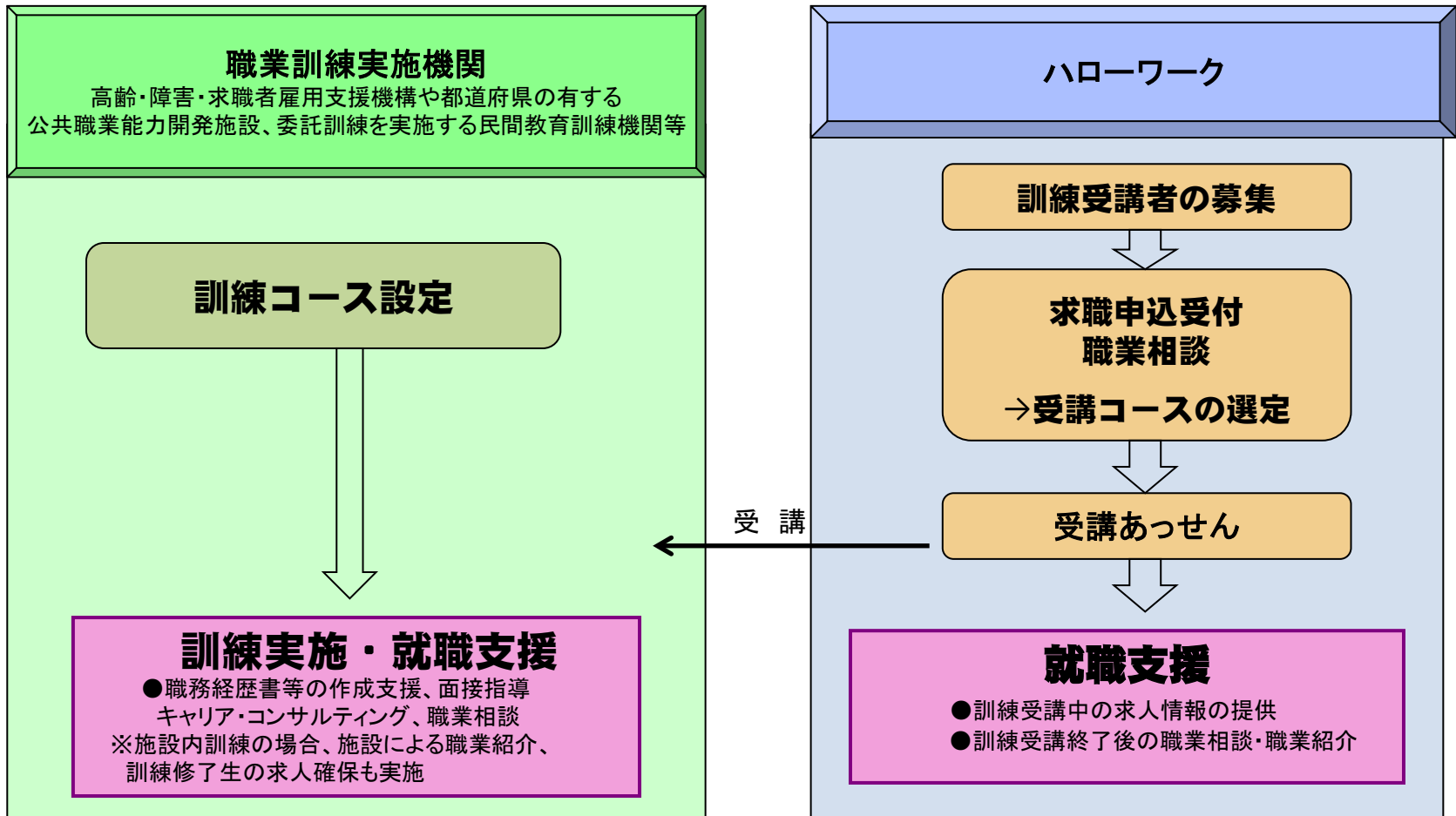
○訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす人に職業訓練受講給付金を支給

・月10万円その他、訓練機関へ通うための交通費（通所経路に応じた所定の額）を支給

・希望する人には貸付を上乗せ（月5万円、配偶者等がいる場合は月10万円）

# 公共職業訓練の設定、受講から就職支援の流れ

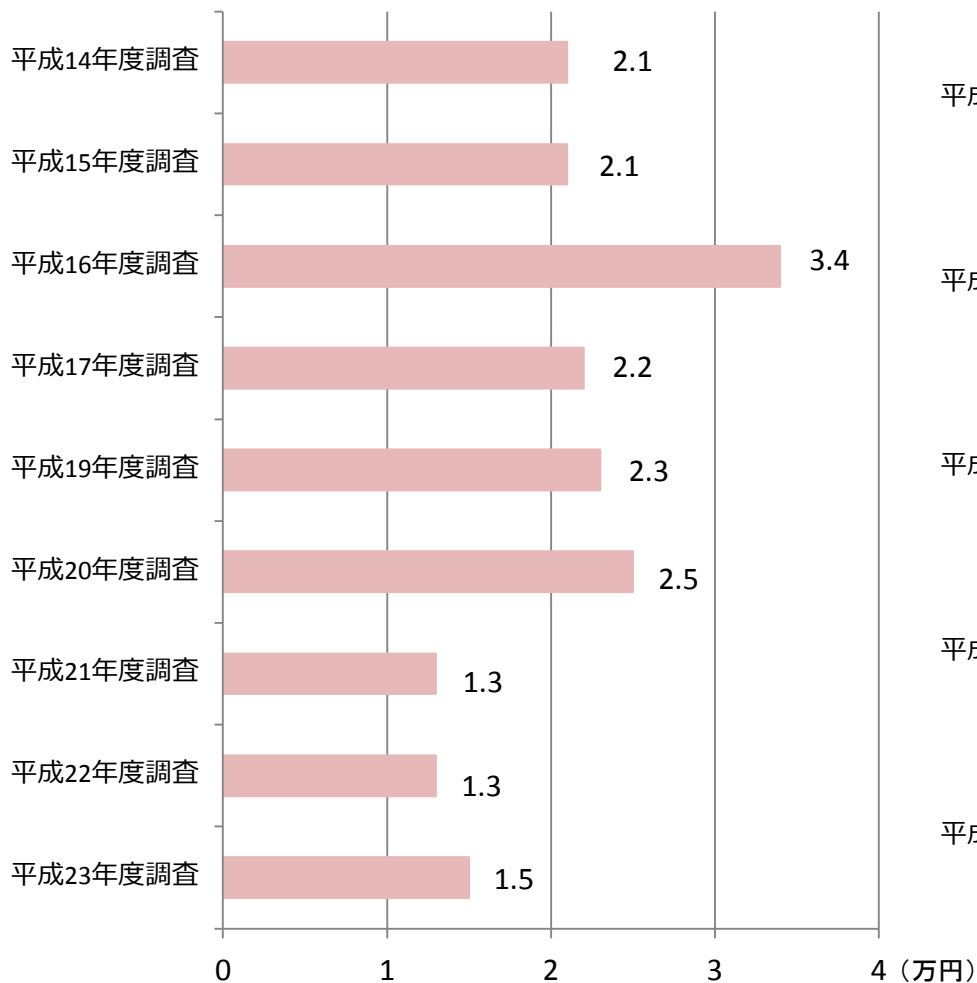
- 公共職業訓練の実施主体である都道府県及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が、地域の産業ニーズを踏まえ、毎年度職業訓練の計画を策定し、職業訓練コースを設定。
- ハローワークでは、訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると判断される人に対して、受講をあっせん。
- 就職支援は、公共職業能力開発施設及び民間教育訓練機関(委託訓練の場合)が実施するとともに、訓練修了生に対しては、ハローワークにおいても実施。



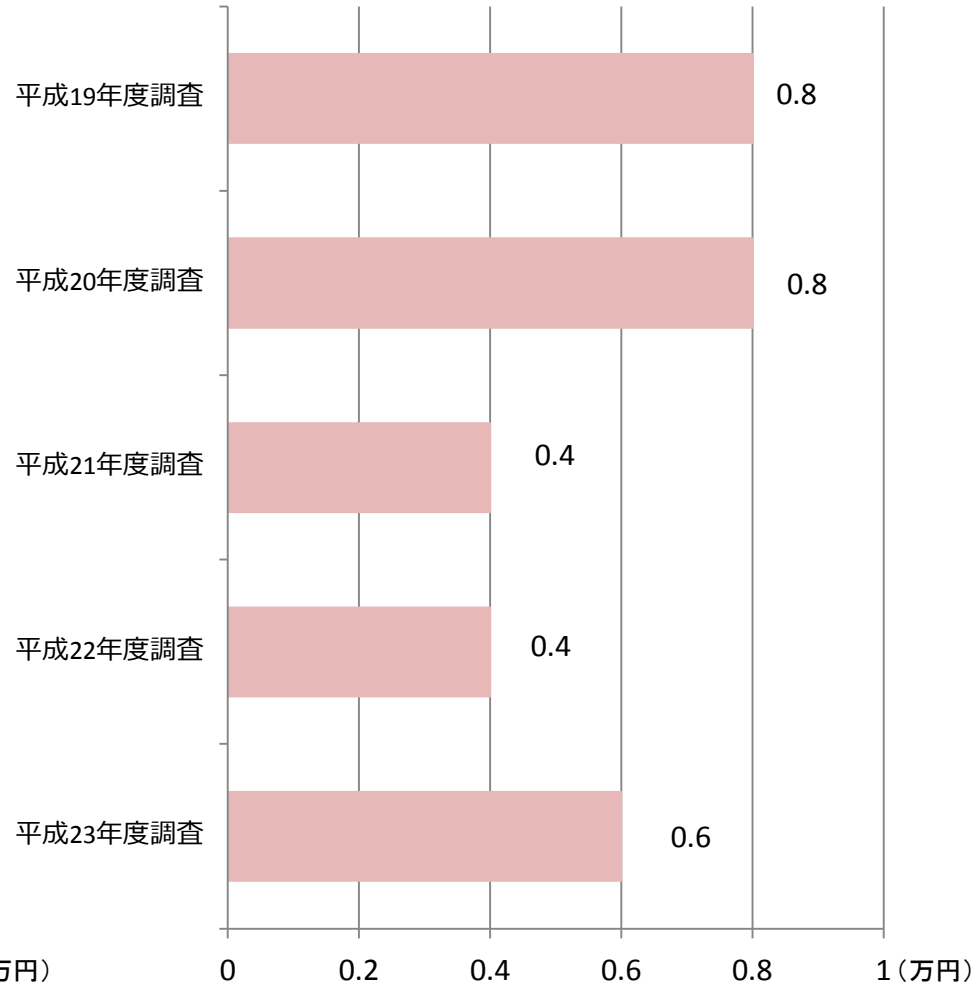
(参考)求職者支援訓練の受講者に対する就職支援は、定期的にハローワークに来所させ、就職支援計画に基づき、職業相談を行うこととしている。

# OFF-JTおよび自己啓発支援に対する企業の支援

OFF-JTに支出した費用の労働者一人当たり平均額



自己啓発支援に支出した費用の労働者一人当たり平均金額



資料出所) 能力開発基本調査

注) 調査対象年度は前年。(例:「平成23年度調査」とあるのは、平成23年度に平成22年度の取組状況を調査)

平成18年度から統計報告調整法による総務大臣の承認を受けた「承認統計」として実施。(統計法改正に伴い平成21年度より「一般統計」)

平成18年度については本項目について調査を行っていない。

平成14年度、平成16年度調査は正社員一人当たりの平均額。

資料出所) 能力開発基本調査

注) 調査対象年度は前年。(例:「平成23年度調査」とあるのは、平成23年度に平成22年度の取組状況を調査)

平成18年度から統計調整法による総務大臣の承認を受けた「承認統計」として実施。(統計法改正に伴い平成21年度より「一般統計」)

平成18年度以前は本項目について調査を行っていない。

# OFF-JTに支出した費用について（労働者一人当たり平均額）

（単位：万円）

企業規模	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
30人未満	2.9	2.2	3.6	—	—	—	—	—	—
30～49人	2.3	2.3	4.2	2.4	3.0	3.2	1.5	1.5	2.1
50～99人	2.0	2.2	3.4	2.6	1.9	2.4	1.1	1.4	1.2
100～299人	1.9	1.8	2.9	1.7	1.5	1.9	1.2	1.1	1.3
300人以上	2.3	2.0	3.3	—	—	—	—	—	—
300～999人	—	—	—	2.1	—	—	1.4	1.2	1.2
300～499人	—	—	—	—	2.0	2.2	—	—	—
500～999人	—	—	—	—	2.3	2.6	—	—	—
1,000人以上	—	—	—	—	—	—	2.2	1.9	1.9
1,000～4,999人	—	—	—	2.0	2.6	3.0	—	—	—
5,000人以上	—	—	—	3.9	3.7	4.4	—	—	—

資料出所) 能力開発基本調査

注) 調査対象年度は前年。(例:「平成23年度調査」とあるのは、平成23年度に平成22年度の取組状況を調査)

平成18年度から統計報告調整法による総務大臣の承認を受けた「承認統計」として実施。(統計法改正に伴い平成21年度より「一般統計」)

平成18年度については本項目について調査を行っていない。

平成14年度、平成15年度調査は正社員数規模別。

平成16年度、17年度調査は従業員数規模別。

平成14年、平成15年、平成16年度調査は、「正社員一人あたりのOFF-JT費用」。

## 自己啓発支援に支出した費用について（労働者一人当たり平均額）

（単位：万円）

企業規模	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
30～49人	1.3	1.2	0.6	0.6	1.1
50～99人	0.7	0.9	0.5	0.5	0.5
100～299人	0.4	0.6	0.3	0.4	0.4
300人以上	—	—	—	—	—
300～999人	—	—	0.3	0.3	0.3
300～499人	0.3	0.4	—	—	—
500～999人	0.3	0.4	—	—	—
1,000人以上	—	—	0.3	0.2	0.2
1,000～4,999人	0.2	0.3	—	—	—
5,000人以上	0.2	0.2	—	—	—

資料出所) 能力開発基本調査

注) 調査対象年度は前年。(例:「平成23年度調査」とあるのは、平成23年度に平成22年度の取組状況を調査)

平成18年度から統計報告調整法による総務大臣の承認を受けた「承認統計」として実施。(統計法改正に伴い平成21年度より「一般統計」)

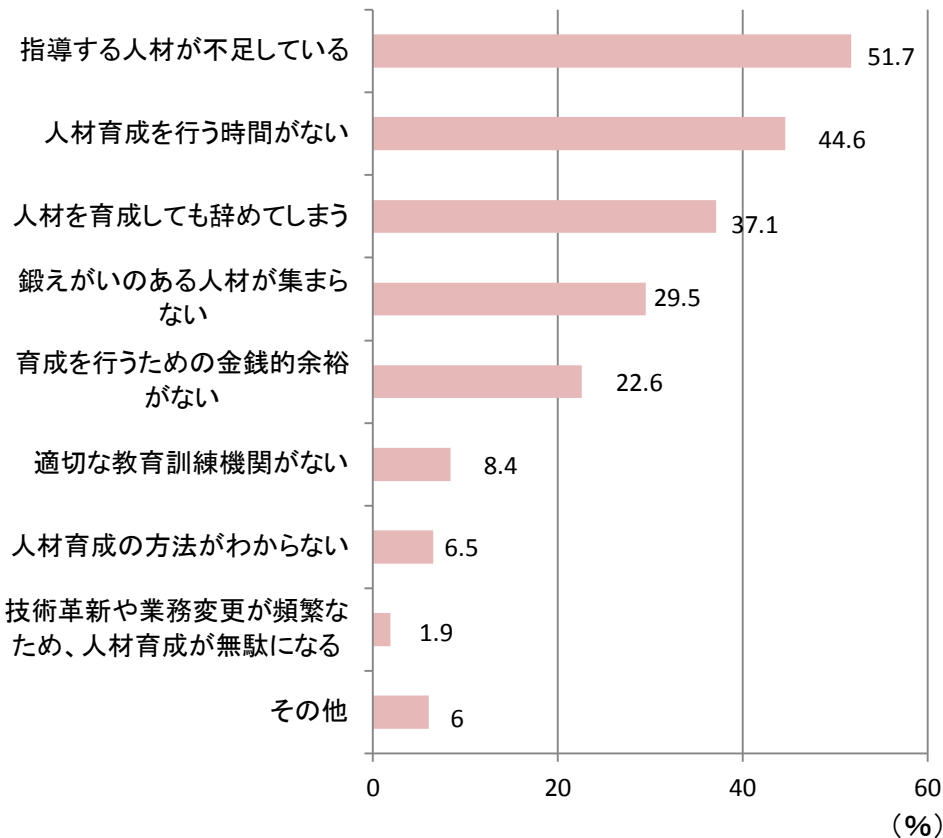
平成18年以前は本項目について調査を行っていない。

# 人材育成に関する問題点

## 【事業所調査】

○ 能力開発や人材育成に関して「問題がある」とする事業所割合は約5割となっており、事業所があげる人材育成に関する問題点（複数回答）としては、「指導する人材が不足している」、「人材育成を行う時間がない」の回答割合が高い。

### 人材育成に関する問題点の内訳



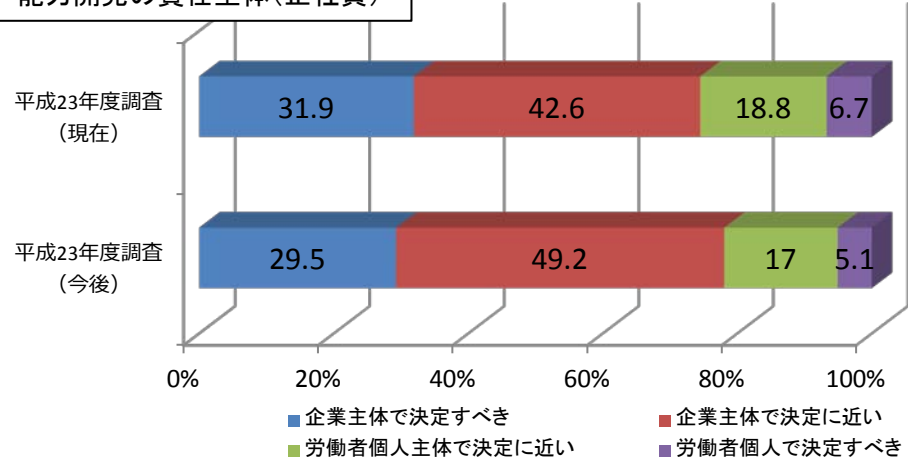
資料出所：平成23年度能力開発基本調査

# 能力開発の責任主体

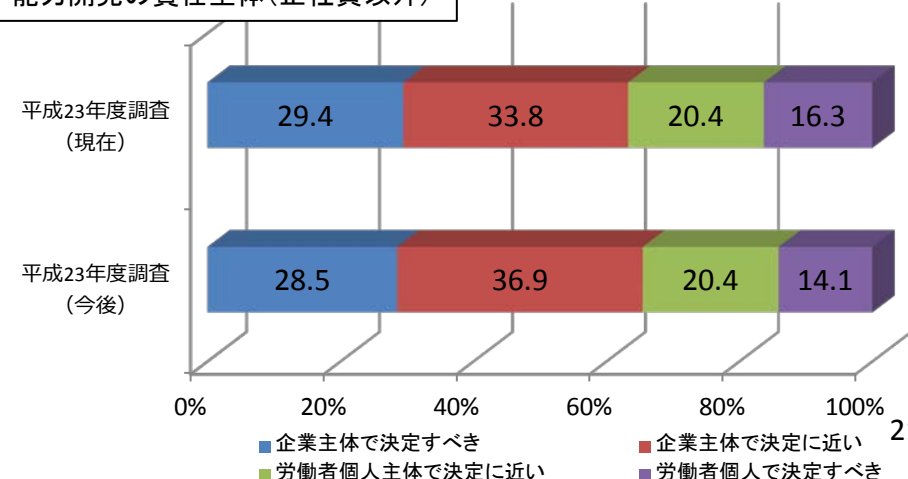
## 【事業所調査】

○ 能力開発の方針を決定する主体は、企業主体とする割合が労働者個人を主体とするよりも高い。

### 能力開発の責任主体(正社員)



### 能力開発の責任主体(正社員以外)



# キャリア形成促進助成金について（平成24年度）

## I 概要

事業主が、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を行った場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成する。

## II 助成金の種類・内容

〔基本的要件〕

- i 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- ii 職業能力開発推進者を選任していること。

### 1 訓練等支援給付金

年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる場合、又は労働者の申出により、教育訓練を受けるために必要な経費の負担・職業能力開発休暇の付与を行った場合に助成（16.888百万円 H23年度実績）

対象事業主	対象経費等	中小企業	大企業
①労働者に職業訓練を受けさせる事業主	OFF-JTの経費・賃金	【助成率】1/3	-
	OJTの実施助成（注）	【助成額】600円/1時間	-
②非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主	OFF-JTの経費・賃金	【助成率】1/2	【助成率】1/3
	OJTの実施助成（注）	【助成額】600円/1時間	【助成額】600円/1時間
③労働者が自発的に行う職業能力開発を支援する事業主	経費・賃金助成	【助成率】1/2	-
	制度導入助成	【助成額】15万円	-
	利用者1人あたり	【助成額】5万円等	-

### 2 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小事業主等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成(156百万円 H23年度実績)

- ① 職業訓練に要した経費（OJTについては外部講師の謝金に限る。）及び訓練期間中に支払った賃金（OFF-JTに限る。）の1/2
- ② 労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費及び教育訓練休暇期間中に支払った賃金の1/2

注 訓練計画の大臣認定等を受けている訓練に限る。

## III 実績

	(支給決定件数)	(支給決定額)
平成20年度	11,378件	3,912百万円
平成21年度	13,237件	6,774百万円
平成22年度	16,166件	13,201百万円
平成23年度	18,144件	17,108百万円

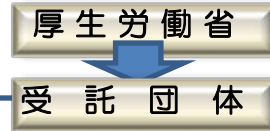
【参考】訓練等支援給付金のうち、ジョブ・カード制度にかかる実績は含まない場合

	(支給決定件数)	(支給決定額)
平成20年度	11,309件	3,811百万円
平成21年度	12,413件	4,635百万円
平成22年度	12,801件	4,092百万円
平成23年度	12,398件	3,381百万円

# キャリア支援企業創出促進事業

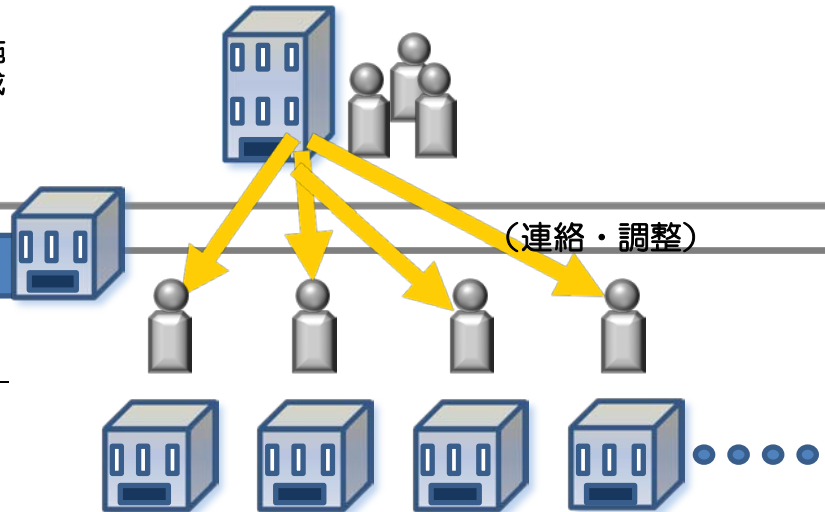
## 【事業の目的・概要】

企業における労働者のキャリア形成を促進するため、企業に対しキャリア形成支援に関する助言・情報提供、講習及び診断サービス（キャリア健診）等を実施、あわせてキャリア形成支援に取り組む優良企業の評価を行うとともに、その特徴を分析・整理し、幅広く企業等に発信することにより、キャリア形成を支援する企業の取組みを創出し促進する。



### 中央拠点

- ①キャリア開発アドバイザー、人材育成コンサルタントに対する研修の実施
- ②労働者のキャリア形成を促進するための資料・各種パンフレット等の作成
- ③キャリア健診の実施要請、キャリア健診結果の集計・分析
- ④企業内キャリア形成支援に関する研究会の開催
- ⑤キャリア形成支援優良企業表彰事務等の実施



### 地域拠点（都道府県職業能力開発サービスセンター）

#### キャリア開発アドバイザー（全国で53人）

→ 地域拠点における業務全般（主に企画調整、窓口相談・情報提供等）

- ①キャリア形成指針の周知啓発
- ②事業内職業能力開発計画の作成に関する相談・事例提供等
- ③キャリア形成促進助成金に関する相談
- ④職業能力開発推進者講習の企画・実施
- ⑤上記①～④を通じ把握した企業ニーズに即し、コンサルタントをコーディネート
- ⑥収集した企業のキャリア形成支援に関する好事例の取りまとめ（訪問要請）

#### 人材育成コンサルタント（全国で91人）

→ 事業主訪問による専門的助言等の実施を担当

- ①事業内職業能力開発計画の作成に際し個別企業の課題の洗い出し支援
- ②個々の企業ニーズに即した人材育成カリキュラムの策定や能力評価制度の整備に係る専門的助言
- ③企業のキャリア形成支援に係る好事例の収集

人材育成コンサルタント（キャリア健診担当）  
（全国で24人）

→ 中央拠点からのキャリア健診の実施要請を受け、各担当地域の企業に出向きキャリア健診を実施

## 【実績】

	（助言指導件数）	（情報提供件数）
20年度：	173,885件	203,885件
21年度：	161,355件	184,184件
22年度：	113,821件	121,167件
23年度：	89,051件	101,648件



# キャリア・コンサルティングについて

## キャリア・コンサルティングの概要

- 「キャリア・コンサルティング」とは個人の適性や経験等に即した職業選択や能力開発を支援する相談のこと。
- 「キャリア・コンサルタント」とはキャリア・コンサルティングを担う人材であり、「キャリア・コンサルティング技能士」、「標準レベルキャリア・コンサルタント」、ジョブ・カード講習修了者等である「登録キャリア・コンサルタント」からなる。
- 平成22年度末のキャリア・コンサルタント数は、約70,000人。
- これらキャリア・コンサルタントは、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。

### キャリア・コンサルティングの一般的な流れ

#### ①自己理解 ②仕事理解 ③啓発的経験

- ・ 興味・適性・能力等の明確化、職業経験の棚卸し
- ・ 労働市場、企業等に関する情報提供
- ・ 職務に求められる能力、キャリアルート等の理解

#### ④ 今後の職業生活設計、目標の明確化等に係る 意思決定

- ・ キャリアプランの作成
- ・ 能力開発・教育訓練等に関する情報提供

#### ⑤ 職業選択・求職活動、能力開発等の方策の実行

- ↓ 方策の実行(活動)状況を把握しつつ、必要に応じてサポート

#### ⑥ 新たな仕事への適応

- ↓ 異動、昇進、就職、転職等

職務経験や教育訓練の受講等を積み重ねていくことによる段階的な職業能力の形成＝キャリア形成

## 主なキャリア・コンサルティング施策

### ハローワーク等におけるキャリア形成支援

- ハローワークや訓練実施機関における求職者や訓練受講者等に対するキャリア・コンサルティングの実施（ジョブ・カードを活用したものを含む）

### 企業内におけるキャリア形成支援

- 企業の人事担当者等に対する導入レベルのキャリア・コンサルティング講習の実施
- 企業内の職業能力開発のプランづくりに対する助言、事例収集を通じた相談支援、情報提供等の実施
- 従業員がキャリア・コンサルティングを受けることを支援する事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給
- キャリア形成支援企業の好事列表彰(24年度～(予定))

### 教育機関におけるキャリア形成支援

- キャリア教育に携わる者を対象にキャリア教育プログラムの企画・運営等を担える専門人材養成のための講習の実施
- キャリア教育推進連携シンポジウムの開催（厚労省・文科省・経産省共催）

### キャリア・コンサルタントの養成等

- キャリア・コンサルティング技能検定、一定の基準を満たす民間のキャリア・コンサルタント能力評価試験の指定によるキャリア・コンサルタント養成
- ジョブ・カード交付を担うキャリア・コンサルタント養成
- キャリア・コンサルティングの普及促進、キャリア・コンサルタントのレベル向上のための調査研究、キャリア・コンサルタントに対する専門的助言・指導の実施

# 在職者訓練の概要

- 国は都道府県や民間教育訓練機関では実施することが困難な高度なものづくり分野における技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施しています。
- 都道府県は、**地域企業や地場産業の訓練ニーズ**に対応した、**基礎的な訓練**を実施しています。

## 高齢・障害・求職者雇用支援機構

## 都道府県

○ 訓練期間 概ね2～5日

### ○ 訓練内容等

- ・ 主に企業において**中核的役割を果たしている者を対象**に、職務の多様化・高度化に対応した、サービス・品質の高付加価値化や業務の改善・効率化等に必要な**専門的知識及び技能・技術**を習得させる**高度なものづくり訓練**

(新たな技術に対応した訓練例)

「金属表面硬化法の新動向」

(生産工程の改善・改良に関する訓練例)

「油圧システムにおけるトラブルの原因究明と改善」

(技能継承の必要性に対応した訓練例)

「実践被覆アーク溶接(指導者育成編)」

(環境問題に対応した訓練例)

「太陽光発電システムの設計と施工」

### ○ 訓練内容等

- ・ 主に**初心者**を対象に、機械・機器操作等の基礎的な取扱いを習得させる訓練等**地域の人材ニーズ**を踏まえた**基礎的な訓練**
- ・ 地場産業等で必要とされる人材を育成するための**地域の実情に応じた訓練**

(主な訓練コース例)

機械加工科、機械製図科

建築科、情報ビジネス科 等

(地域の実情に応じた訓練コース例)

観光ビジネス科、陶磁器製造科、

繊維エンジニア科、自動車整備科 等

## 受講者数

## 在職者訓練の実績

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度
高齢・障害・求職者雇用支援機構	43,803	42,367	35,778	39,332
都道府県	58,566	61,827	55,563	46,694
在職者訓練(合計)	102,369	104,194	91,341	86,026

注: 23年度は速報値

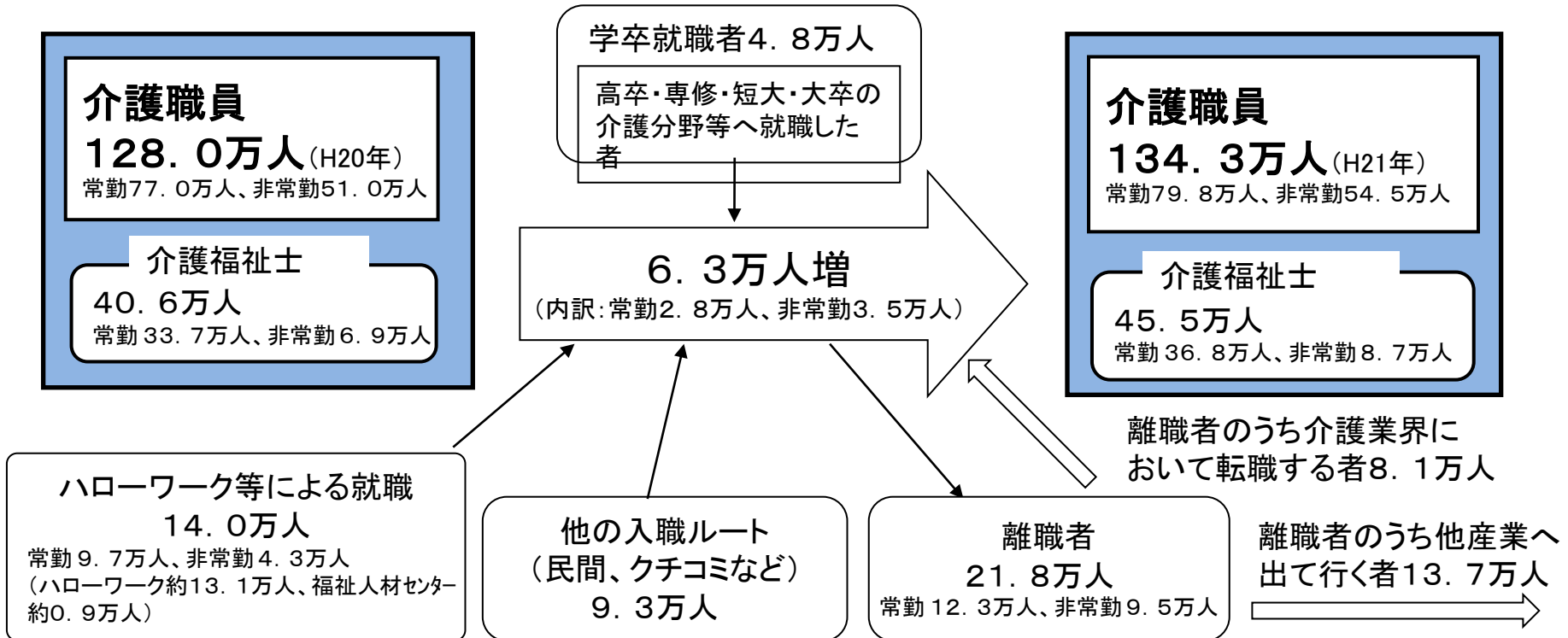
# 介護分野における従事者の動向等

- 介護職員は6.3万人増加(平成21年度における対平成20年度)
- うち、学卒就職者が4.8万人
- うち、社会人からの就職者が1.5万人
- 社会人からの入職者が23.3万人いる一方で、離職者は21.8万人  
(他産業への離職者13.7万人)
- 介護人材の定着(処遇改善やキャリアパスの明確化)が重要。

## 介護福祉士新規登録者

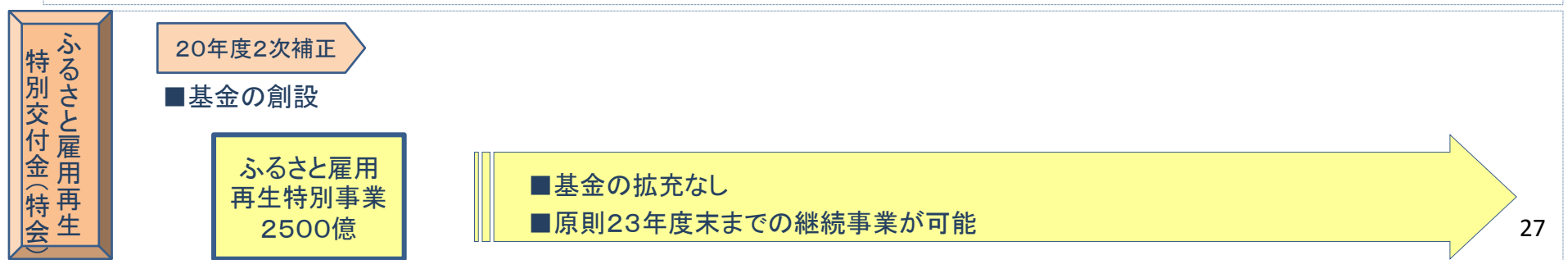
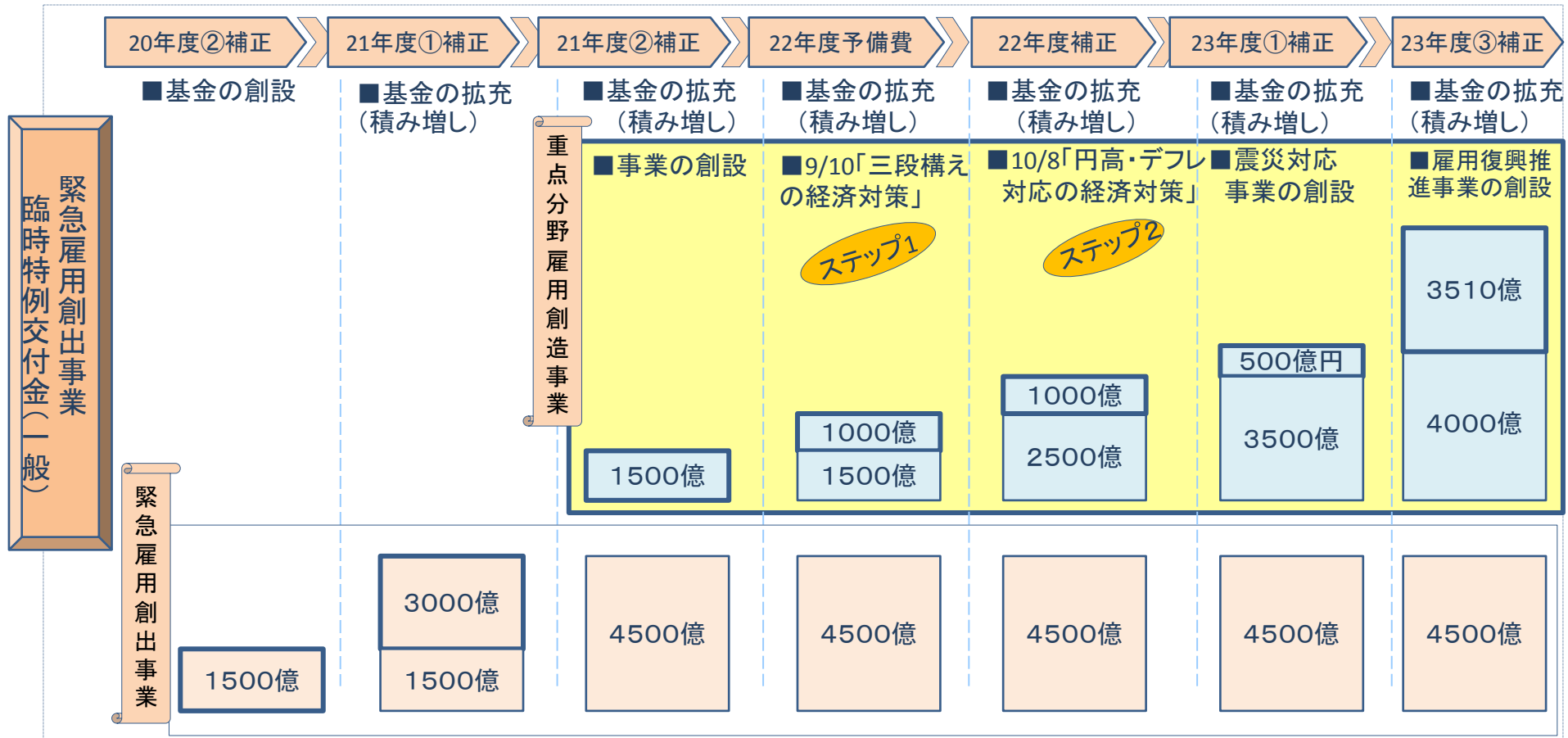
(内訳:国家試験 約68,000人、養成施設 約14,000人)

8.2万人(うち5.8万人は介護分野ですでに就労)



# 雇用創出の基金事業の変遷

- 「緊急雇用創出事業」は創設以降、数回の積み増しを経て、「重点分野雇用創造事業」の創設などの制度拡充が図られている。
- 「ふるさと雇用再生特別基金事業」は、創設以来、基金の規模に変更はない。

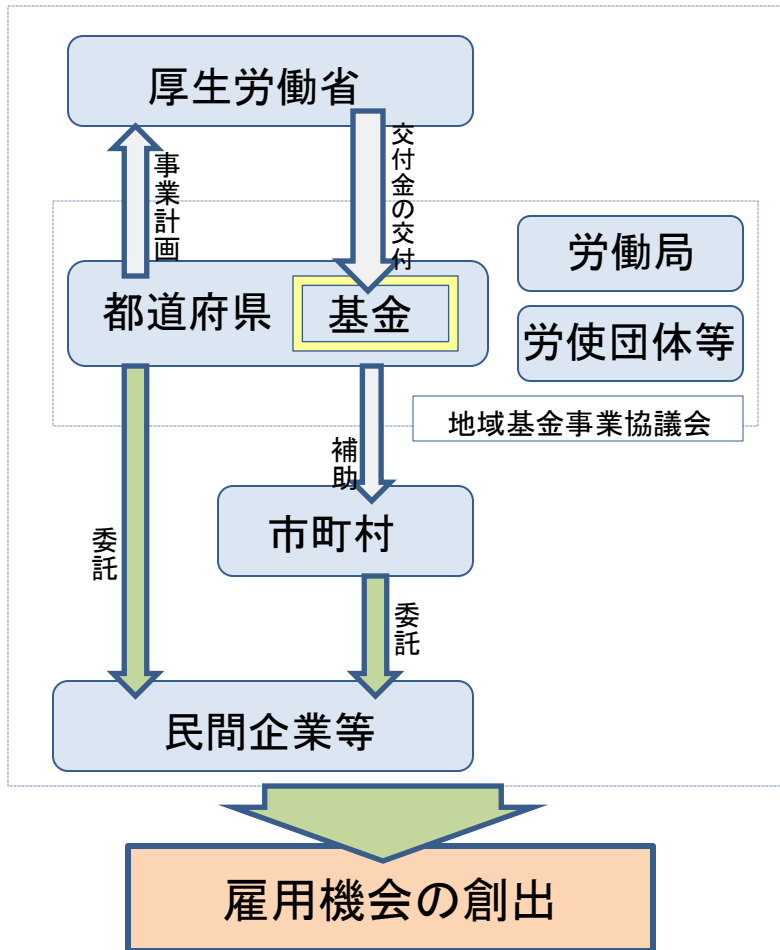


# 雇用創出基金事業の比較

事業名	ふるさと雇用再生特別基金事業	緊急雇用創出事業	重点分野雇用創出事業				
			重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業	震災等緊急雇用対応事業	雇用復興推進事業	
趣旨	地域の実情や創意工夫に基づき、地域の求職者等の継続的な雇用機会を創出	離職を余儀なくされた非正規労働者等の一時的な雇用機会を創出	介護、医療等成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出	地域の企業等で、雇用しながら研修等を行い、人材を育成	震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出	被災地において、被災者の安定的な雇用機会の創出	生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業
事業規模	2,500億円(特別会計) (20年度2次補正)  都道府県にふるさと雇用再生特別基金を造成	4,500億円(一般会計)  (20年度2次補正1,500億 21年度1次補正3,000億)  都道府県に緊急雇用創出事業臨時特例基金を造成	7,510億円(一般会計)  (21年度2次補正 1,500億円 22年度予備費 1,000億円 22年度補正 1,000億円)		(23年度1次補正 500億円 23年度3次補正 2,000億円)	23年度3次補正1,510億円	
			都道府県に造成した緊急雇用創出事業臨時特例基金に積み増し				
実施主体	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託又は地方公共団体が直接実施	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託又は地方公共団体が直接実施		地方公共団体が雇入れに係る経費を助成	地方公共団体から民間企業、NPO等に委託	
対象分野	限定なし	限定なし	介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、都道府県が設定する4分野		限定なし	将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業	若者・女性・高齢者・障害者が活躍できる事業
雇用期間	1年以上 (23年度まで更新可)	原則6ヶ月以内。更新1回可(実質1年以内、被災者は複数回更新可)	1年以内	1年以内	1年以内 (被災者は複数回更新可)	期間の定めのない雇用等	1年以上 (27年度まで更新可)
主な実施要件	事業費に占める新規に雇用された失業者の person 費割合は1/2以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の person 費割合は1/2以上	事業費に占める新規に雇用された失業者の person 費割合は1/2以上			産業政策の観点からの支援を受ける等	事業費に占める新規に雇用された失業者の person 費割合は1/2以上
				新規雇用失業者の person 費以外の事業費の内、研修費用割合は3/5以上			
実施期間	平成23年度まで	平成23年度まで	平成24年度まで		平成24年度 (一部平成25年度)まで	平成27年度まで (平成24年度までに開始した事業を3年間支援)	
実績	20年度 72人 21年度 24,429人 22年度 31,692人	20年度 4,552人 21年度 187,678人 22年度 189,714人	21年度 497人 22年度 80,072人		被災3県(計画) 32,000人 被災3県(実績) 31,700人 (平成24年2月末時点)		

# ふるさと雇用再生特別基金事業

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



## 事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、地域内でニーズがあり今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地域の当事者からなる地域基金事業協議会において事業選定等)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

## 事業の規模

2500億円 (労働保険特別会計)  
※ 平成20年度2次補正予算による措置

## 事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の  
人件費割合は1/2以上

## 雇用期間

労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新

## 積極的な活用が求められる分野

介護、農林水産業、環境、観光分野

## その他

正規雇用化のための一時金支給

# 緊急雇用創出事業

## 事業の概要

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成。

○都道府県・市町村は、平成23年度分までの各年度ごとの事業配分を判断しながら雇用創出が図られる事業計画を立案し、雇用情勢に弾力的・機動的に対応。

○都道府県・市町村は、民間企業等に事業委託し、当該受託者が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出（地方公共団体による事業の直接実施も可）。

## 基金対象期間

平成23年度末まで

## 事業の規模

4,500億円（一般会計）

1,500億円は20年度2次補正予算による措置  
3,000億円は21年度補正予算により拡充

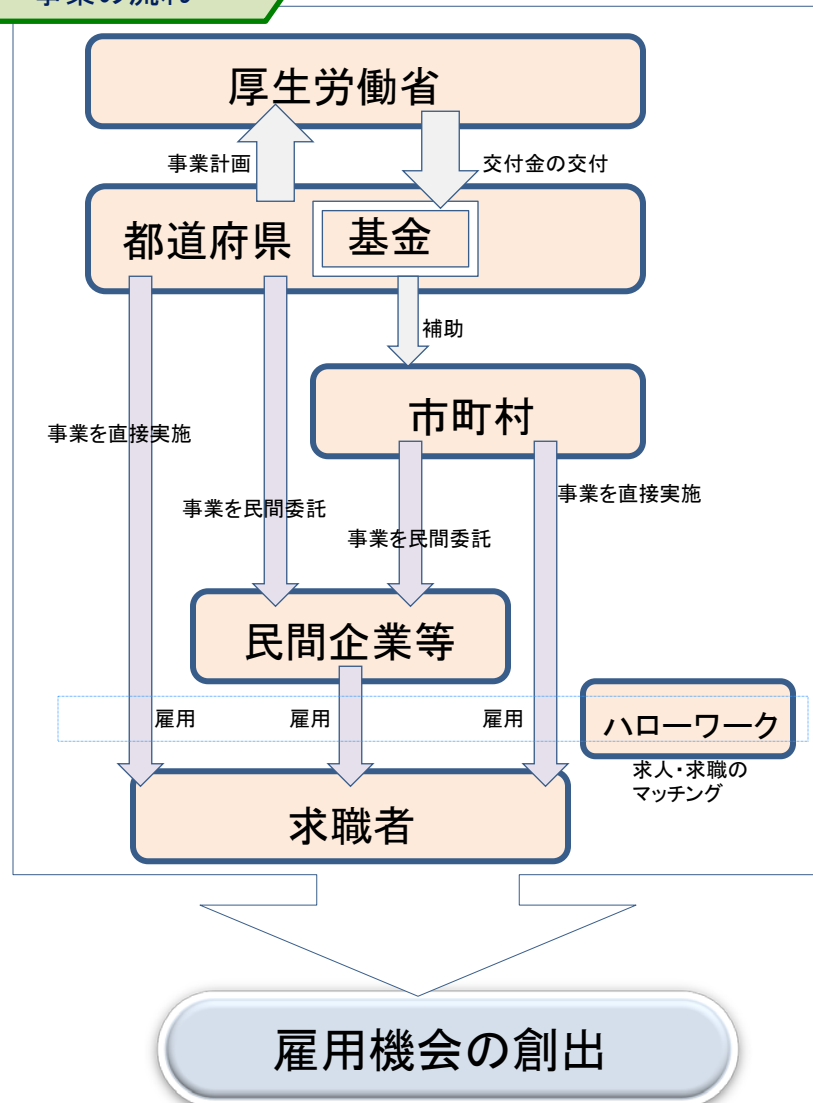
## 事業実施の要件

事業費に占める新規に雇用される失業者の人件費割合は1/2以上

## 雇用・就業期間

原則6ヶ月以内。更新1回可。

## 事業の流れ



# 重点分野雇用創造事業

## 概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
- 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

## 【事業の規模】

4,000億円

(21年度2次補正 1,500億円  
22年度予備費 1,000億円  
22年度補正予算 1,000億円  
23年度補正予算 500億円)

## 【対象期間】

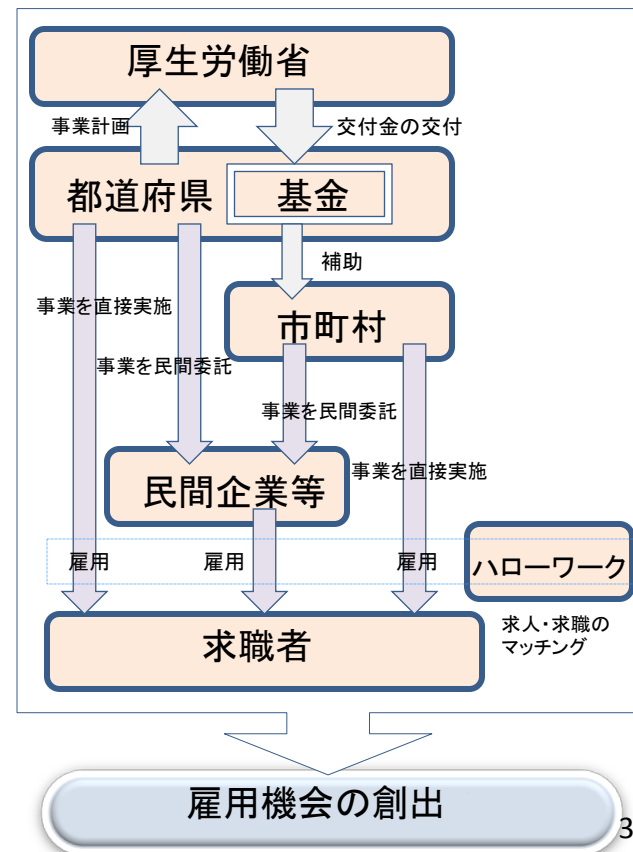
平成24年度末まで

## ☆ 重点分野雇用創出事業

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
- ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野、②各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。

## ☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
- 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。





# 雇用創出基金事業の実績等について

## 1. 雇用創出基金事業の実績

	交付額(計)	事業額(計)	雇用創出数				
			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
ふるさと雇用再生特別基金事業	2,500億	2,453億	72人	24,429人	31,692人	29,954人	86,147人
緊急雇用創出事業	4,500億	4,337億	4,552人	187,678人	189,714人	139,246人	521,190人
重点分野雇用創造事業	3,500億	3,230億	—	497人	80,072人	108,637人	189,206人

(注1)重点分野雇用創造事業の実績に平成23年度補正予算で積み増した震災等緊急雇用対応事業、雇用復興推進事業は含まない。

(注2)平成22年度までは実績。平成23年度は見込み(計画ベース)。

## 2. 雇用創出基金事業終了後の状況

**基金事業従事者は事業終了後6割以上の者が就業している。**

H21年度実施の緊急雇用創出事業、H22年度実施の重点分野雇用創造事業において、3月末までに雇用期間を終了した者について、翌年度9月末現在の就労状況を把握。

H23年度実施のふるさと雇用再生特別基金事業においては、平成24年2月9日時点での基金事業従事者について、事業終了(平成23年度末)直後の就労状況を把握。

＝ふるさと雇用再生特別基金事業実施後の状況＝  
(H23年度実施)

### ■基金事業終了後の就業の有無

あり:62.8% なし:35.3% ※無回答1.9%

### ■基金事業が役に立ったか ※無回答1.2%

役に立った:93.5%  
どちらでもない:4.2%  
役に立たなかった:1.1%

(理由)

→ 経験・技能の蓄積になった:41.5%  
仕事の内容が合っていた:32.1%  
当面の収入が得られた:16.1%

※(全部調査:回答数26,540人)

＝緊急雇用創出事業実施後の状況＝  
(H21年度実施)

### ■基金事業終了後の就業の有無

あり:72.4% なし:27.0% ※無回答0.6%

### ■基金事業が役に立ったか ※無回答0.7%

役に立った:78.5%  
どちらでもない:15.1%  
役に立たなかった:5.7%

(理由)

→ 当面の収入が得られた:55.5%  
仕事の内容が合っていた:47.9%  
技能・経験の蓄積になった:46.5%

※(抽出調査:回答数5,395人)

＝重点分野雇用創造事業実施後の状況＝  
(H22年度実施)

### ■基金事業終了後の就業の有無

あり:76.0% なし:22.6% ※無回答1.4%

### ■基金事業が役に立ったか ※無回答0.3%

役に立った:84.7%  
どちらでもない:11.1%  
役に立たなかった:3.9%

(理由)

→ 技能・経験の蓄積になった:59.5%  
仕事の内容が合っていた:50.8%  
当面の収入が得られた:45.2%

※(抽出調査:回答数2,095人)

※ ふるさと雇用再生特別基金事業の役に立った理由については、単一回答であるため、複数回答を可としている他の調査と単純に比較はできない。

# その他の主な地域雇用対策について

## ■地域求職者雇用奨励金

- 雇用情勢が特に厳しい地域で事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び雇入れ人数に応じて一定額を助成する。

設置・整備に要した費用	対象労働者の人数(人)			
	3(2)～4	5～9	10～19	20～
300万円～1,000万円	40	65	90	120
1,000万円～5,000万円	180	300	420	540
5,000万円～	300	500	700	900

※ 地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域。地域の有効求人倍率が全国の有効求人倍率の2/3以下等の場合。

平成23年度実績:1,415件

平成24年度予算:62億円

特例:100人(200人)の雇入れ及び設置・整備に要した費用が50億円の場合は1億円(2億円)の助成

## ■地域再生中小企業創業助成金

- 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)で、当該地域の重点分野に該当する分野で創業する事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れについて助成する(リーマン・ショック後に創設)。

10道県	①創業支援金(創業に関する対象経費の1/2) 上限500万円(雇入れ5人未満の場合は300万円) ②雇入れ奨励金:1人当たり60万円
11県	①創業支援金(創業に関する対象経費の1/3) 上限250万円(雇入れ5人未満の場合は150万円) ②雇入れ奨励金:1人当たり30万円

10道県:北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

11県:宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀、大分

平成23年度実績:7,425人

平成24年度予算:65億円

## ■実践型地域雇用創造事業(地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)と地域雇用創造実現事業を統合して平成24年度から実施)

- 雇用機会が不足している地域の自発的な人材育成などの取組や、育成した人材を活用した地域活性化に資する事業の実施を最大3年間継続的に支援する(平成19年度以降175地域がパッケージ事業を開始)。

事業内容	①雇用拡大(事業主向け)メニュー(事業の拡大、新展開等の支援等) ②人材育成(求職者向け)メニュー(求職者向けセミナー等) ③就職促進メニュー(求人情報の収集・提供、就職面接会等) ④雇用創出実践メニュー(地域資源を活かした新商品の開発等)
実施期間	最大3年度間
上限	1地域当たり2億円(複数の市町村で実施する場合は2.5億円)

平成19年度～平成22年度までの実績

	19年度	20年度	21年度	22年度	計
パッケージ事業(就職者数)	1,502	6,605	11,018	8,809	27,934
実現事業(雇用創出数)		125	273	355	753

※ 地域雇用開発促進法に基づく同意自発雇用創造地域。  
地域の有効求人倍率が全国の有効求人倍率の平均以下等の場合。

平成24年度予算:62億円